

議案第119号

松阪市個人情報保護条例等の一部改正について

松阪市個人情報保護条例（平成17年松阪市条例第7号）等の一部を次のように改正する。

平成29年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（松阪市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 松阪市個人情報保護条例（平成17年松阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ただし書を削り、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「法人等」を「法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

第15条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第 16 条第 2 項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第 20 条第 1 項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第 26 条第 1 項第 4 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

（松阪市情報公開条例の一部改正）

第 2 条 松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）」を加える。

（松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 3 条 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年松阪市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。